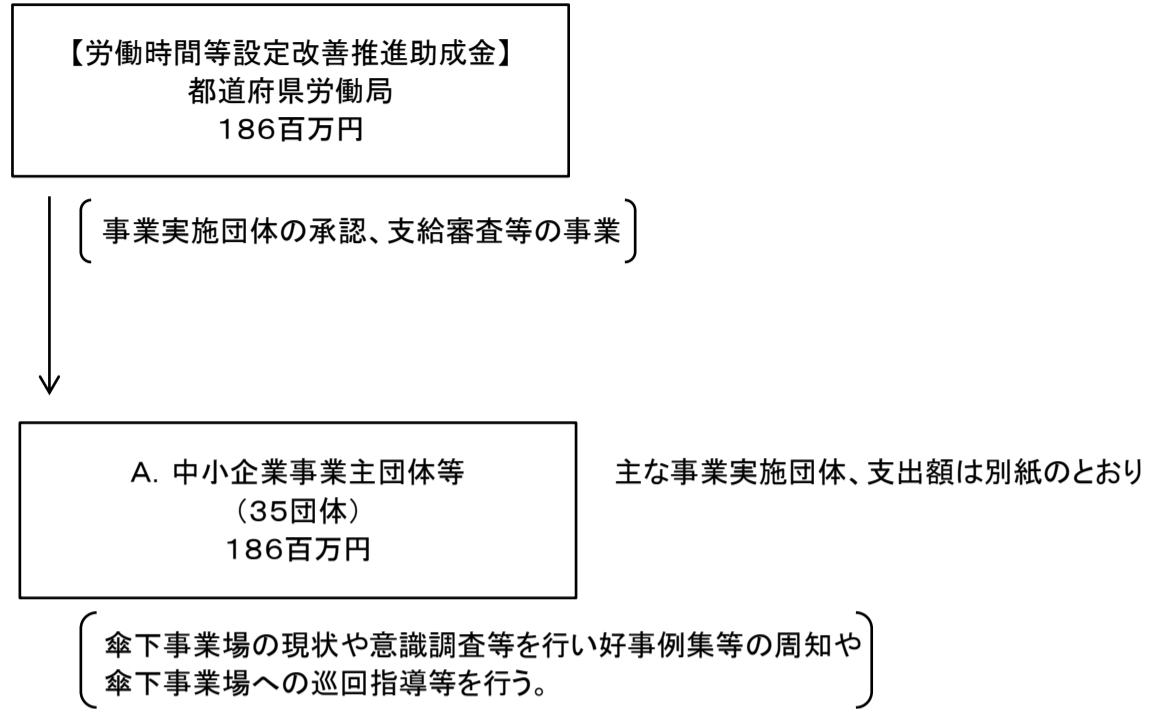


行政事業レビューシート (厚生労働省)				
予算事業名	仕事と生活の調和の推進に必要な経費	事業開始年度	平成18年度	作成責任者
担当部局	労働基準局	担当課室	労働条件政策課	田中 誠二
会計区分	労働保険特別会計労災勘定	上位政策	勤労者生活の充実を図ること	
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(以下、「労働時間等設定改善法」)第3条第1項 労働者災害補償保険法施行規則第25条 労働者災害補償保険法施行規則第28条	関係する計画、通知等	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月18日策定) 労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示108号) 犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定) 「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日策定)	
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<p>①労働時間等設定改善推進助成金、②職場意識改善助成金及び③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。</p> <p>④テレワーク相談センター事業、⑤テレワーク・セミナー実施事業、⑥テレワーク普及推進のための調査研究(総務省と共同実施)及び⑦テレワーク試行・体験プロジェクト参加者に対する調査 情報通信機器を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークは、個々人のおかれた状況に応じた多様な柔軟な働き方を可能とし、仕事と生活の調和の実現に寄与するもの等であり、労働時間等設定改善法に基づき、適切な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。</p>			
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>①労働時間等設定改善推進助成金 労働時間等の設定の改善のために、傘下事業場の現状把握や意識調査等を行い好事例集等の周知や傘下事業場への巡回指導等を行う中小企業団体に対し助成を行う。</p> <p>②職場意識改善助成金 労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、労働時間等設定改善委員会の設置や年次有給休暇の取得促進のための措置、所定外労働時間削減のための措置等を盛り込んだ職場意識改善に係る計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業事業主に対し助成を行う。</p> <p>③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 地域活動やボランティア活動への参加、犯罪等の被害に遭った労働者の被害の回復、または裁判員制度における裁判員としての活動に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等を行う。</p> <p>④テレワーク相談センター事業 専門相談員を配置し、訪問、電話、電子メール等にて受け付けた事業主又は労働者からのテレワーク導入時における課題や導入方法、人事労務面に関する相談等に対応する。</p> <p>⑤テレワーク・セミナー実施事業 事業主や労働者等を対象として、労働法令に精通した者によるテレワークと密接に関わる労働法令の説明や、コンサルティングに携わった者によるテレワーク導入事例の発表等を行うセミナーを開催する。</p> <p>⑥テレワーク普及推進のための調査研究(総務省と共同実施) 今までテレワークを行っていない企業等を対象に、テレワークを試行体験する機会を提供するプロジェクト(テレワーク試行・体験プロジェクト)を実施し、実際にテレワークを試行体験することによるその導入適応性・効果、及びシステムの有効性について検証する。 総務省と当省の契約額の負担率は、総務省約90%、当省約10%となっている。</p> <p>⑦テレワーク試行・体験プロジェクト参加者に対する調査 テレワーク試行・体験プロジェクトに参加する中小企業等の使用者、労働者等を対象として労働条件等に関するアンケート調査を実施する。</p>			

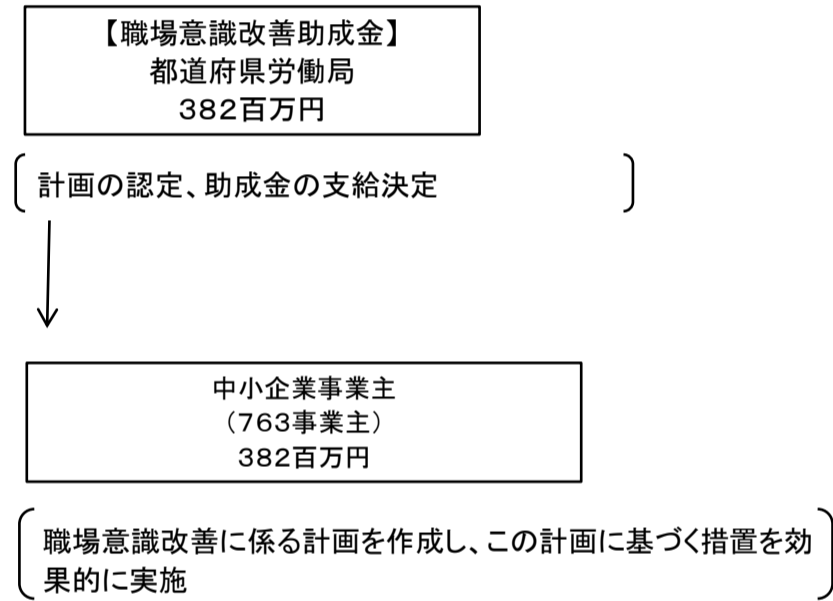
<p>実施状況</p>	<p>①労働時間等設定改善推進助成金 事業実施団体数は35団体(4400企業)</p> <p>②職場意識改善助成金 支給件数は763件</p> <p>③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 全都道府県でセミナーを開催、パンフレットの作成 等</p> <p>④テレワーク相談センター事業 北海道、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県に相談センターを設置</p> <p>⑤テレワーク・セミナー実施事業 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島及び福岡でセミナーを開催</p> <p>⑥テレワーク普及促進のための調査研究(総務省と共同実施) テレワーク試行・体験プロジェクトを実施、調査研究報告書の作成</p> <p>⑦テレワーク試行・体験プロジェクト参加者に対する調査 調査の実施、調査結果報告書の作成</p>					
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,100	1,038	1,552	1,506	1,397
	執行額	(注)	784	948	/	/
	執行率	-	75.5%	61.1%	/	/
	総事業費(執行ベース)	(注)	784	948	/	/
<p>注 平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る執行額として整理していない。</p>						
<p>支出先・用途の把握水準・状況</p>	<p>①労働時間等設定改善推進助成金 中小企業団体は事業実施結果報告書、事業の実施に要した費用に関する書類等を都道府県労働局に提出する。都道府県労働局において本事業の実施内容及び支出先、用途について審査を行い、支給している。</p> <p>②職場意識改善助成金 中小企業事業主は事業実施報告書等を都道府県労働局に提出する。都道府県労働局において事業実施報告書等の審査を行い、支給している。</p> <p>③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 事業終了後、受託者は事業実施結果報告書と精算報告書を厚生労働本省に提出する。厚生労働本省は、実施内容、用途、支出額等について確認した上で委託費の額を決定し、受託者に通知している。</p> <p>④テレワーク相談センター事業 事業終了後、受託者は事業実施結果報告書と精算報告書を厚生労働本省に提出する。厚生労働本省は、実施内容、用途、支出額等について確認した上で委託費の額を決定し、受託者に通知している。</p> <p>⑤テレワーク・セミナー実施事業 事業終了後、受託者は事業実施結果報告書と精算報告書を厚生労働本省に提出する。厚生労働本省は、実施内容、用途、支出額等について確認した上で委託費の額を決定し、受託者に通知している。</p> <p>⑥テレワーク普及促進のための調査研究(総務省と共同実施) 事業終了後、受託者は調査研究報告書を総務省へ提出する。厚生労働本省は総務省と連携し、契約が履行されたか確認している。</p> <p>⑦テレワーク試行・体験プロジェクト参加者に対する調査 事業終了後、受託者は調査報告書を厚生労働本省に提出する。厚生労働本省は成果物と結果報告書等に基づき、契約が履行されたか確認している。</p>					

<p>自己点検</p>	<p>見直しの余地</p> <p>①労働時間等設定改善推進助成金 平成21年度に行われた財務省の執行調査の結果を踏まえて、助成金を効率的に支給するため、平成22年度から事業主団体を選定する際の要件に傘下事業場の所定外労働時間等に関する基準を設けるとともに、助成金支給対象事業についても効果が薄いと考えられる「ポスター・リーフレットの作成・配布」「労働時間の設定改善に向けた環境整備」を対象から外した。また、助成金を受給した団体の傘下企業に対してアンケート調査を実施することによりフォローアップを行う仕組みの導入を検討する。</p> <p>②職場意識改善助成金 当該助成金は平成20年度から実施しているが、初年度の執行状況を踏まえて、助成金を効率的に支給するため、平成22年度から第1回(1年度目)の支給要件に『制度面の改善』を実施した場合の上乗せ項目を加えた。また、平成21年度末の「労働時間等見直しガイドライン」の改正に合わせて改正のポイントとなる「年次有給休暇の計画的付与制度の活用促進」を図るために助成の要件に新たな要件を加えた。また、助成金を受給した事業主に対してアンケート調査を実施することによりフォローアップを行う仕組みの導入を検討する。</p> <p>③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 当該事業は平成19年度から実施しているが、事業の効率的な実施を図るため、平成22年度から意識調査を別途実施して特に配慮を必要とする休暇制度に関する事業場や労働者のニーズを把握し、それを基礎資料として各事業を実施することとした。</p> <p>④テレワーク相談センター事業 当該事業の効率的効果的な実施を図るため、Webサイトを介した情報提供の質・量を充実させる一方、これまで5カ所に設置していた相談センターを東京に集約することとする。また、相談の内容に応じて、テレワーク・セミナーを紹介する等のきめ細かいフォローを行う。</p> <p>⑤テレワーク・セミナー実施事業 テレワークに関心を持つセミナー参加企業がセミナー参加だけで終わらず、適切なテレワークを導入・拡大するまでに至るよう、テレワーク相談センターの活用等によるアフターケアを行うこととする。</p> <p>⑥テレワーク普及促進のための調査研究(総務省と共同実施)及び⑦テレワーク試行・体験プロジェクト参加者に対する調査 本事業は平成21年度限りで廃止。</p>
<p>予算監視の効率化</p>	<p>一部改善(執行状況を予算要求に反映) 本事業については、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。</p>
<p>補記</p>	

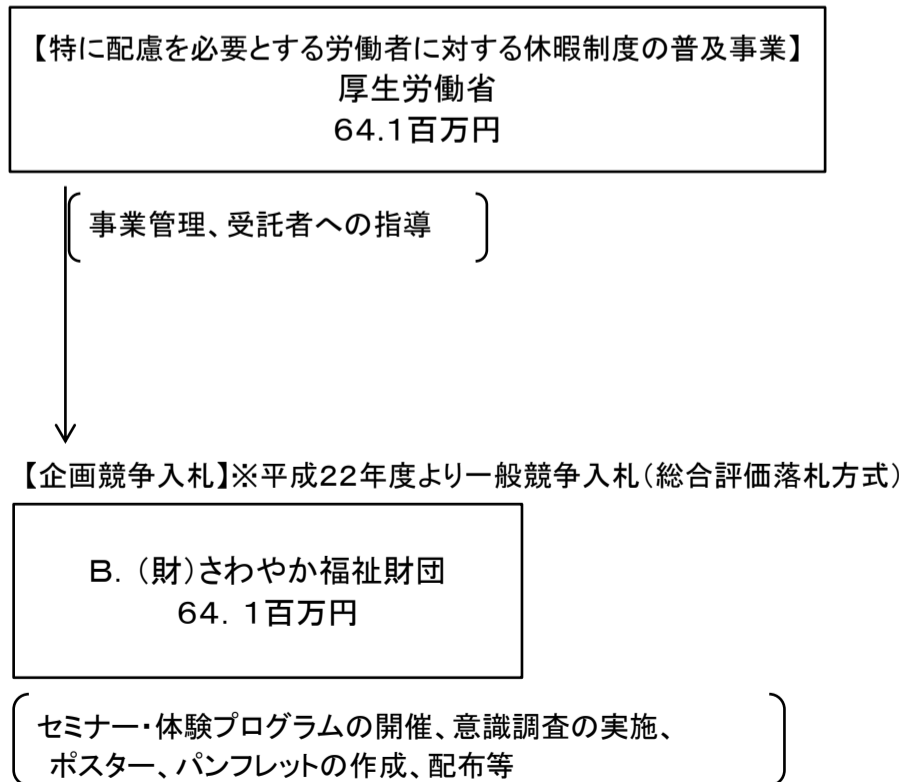
①労働時間等設定改善推進助成金



②職場意識改善助成金

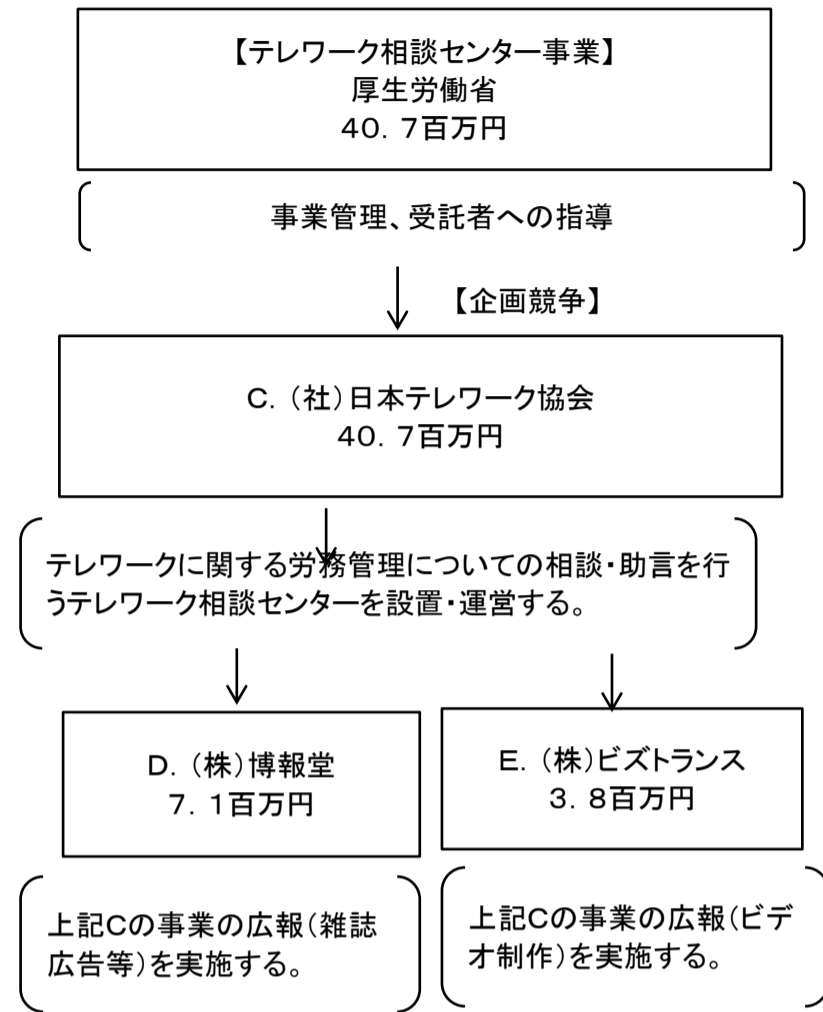


③特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業



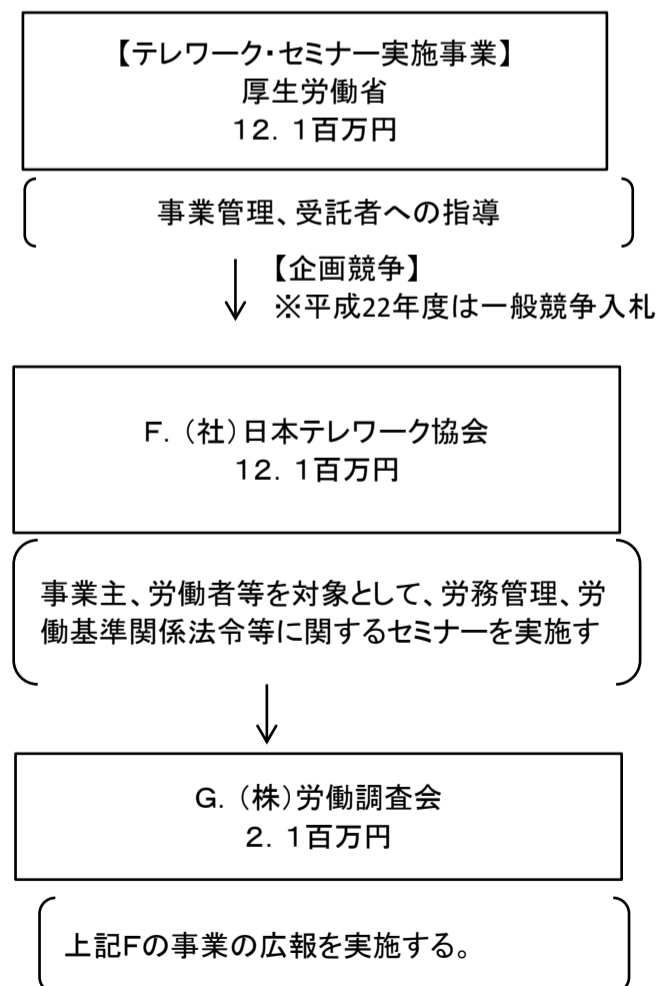
資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

④テレワーク相談センター事業

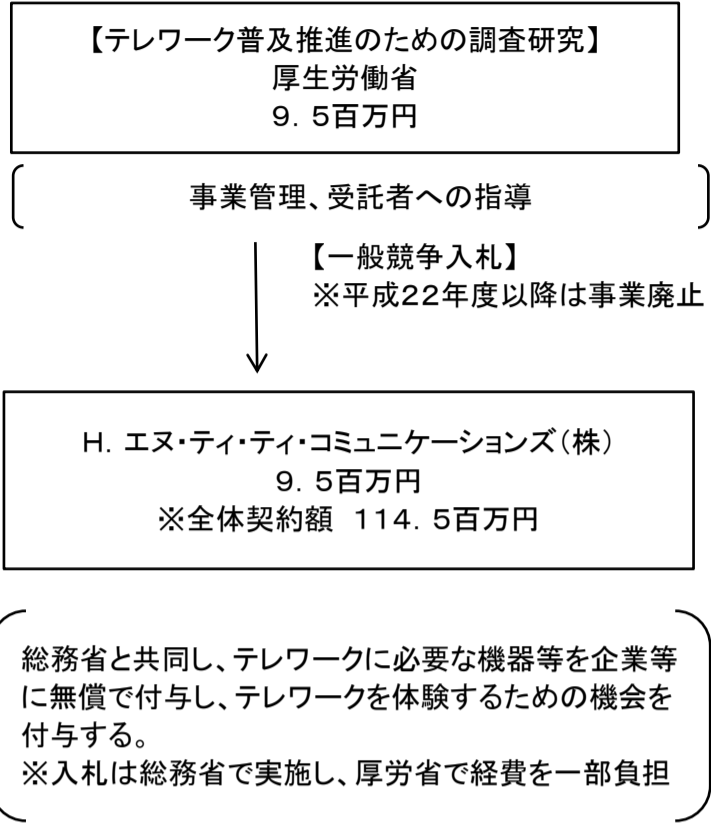


資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

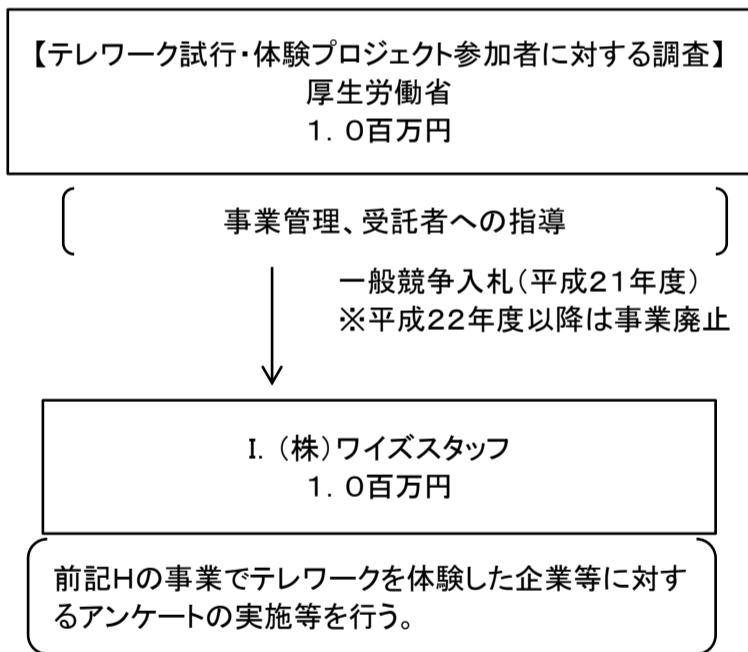
⑤テレワーク・セミナー実施事業



⑥テレワーク普及推進のための調査研究



⑦テレワーク試行・体験プロジェクト参加者に対する調査



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

仕事と生活の調和の推進に必要な経費のうち、
その他行政経費
253百万円

- ・ 諸謝金 150百万円
- ・ 庁費 98百万円
- ・ 委員等旅費 3百万円
- ・ 職員旅費 2百万円

A.秋田県印刷工業組合			E.(株)ビズトランス		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
助成金	ポスター・リーフレット等の作成・配付等事業費	1.1	広報経費	ビデオ制作経費	3.6
	巡回指導等事業費	1.1	消費税	消費税及び地方消費税	0.2
	セミナー開催事業費	0.7			
	方針策定等事業費	0.6			
	好事例の収集、普及啓発事業費	0.6			
	労働時間等の設定改善に向けた環境整備事業費	0.3			
計		4.4	計		3.8
B.(財)さわやか福祉財団			F.(社)日本テレワーク協会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
会議費等	セミナー開催等経費	12.3	謝金	講師等謝金	3.4
	体験プログラム開催等経費	3.5	外部委託費	(株)労働調査会 ホームページ広報等	2.1
	計	15.8	広報経費	チラシ作成、新聞広告等	1.7
人件費	プロジェクトスタッフ賃金	14.8	旅費	講師等旅費	1.4
広報経費	パンフレット、事例集、リーフレット及びポスターの作成費	5.3	会場費	セミナー会場借料費	1.4
	ホームページ制作及び運営費	3.9	消費税	消費税及び地方消費税	0.6
	意識調査実施費	3.6	その他	消耗品費等	1.5
	計	12.8			
謝金	セミナー・体験プログラム講師等謝金	7.4			
旅費	セミナー・体験プログラム開催等旅費	7.3			
消費税	消費税及び地方消費税	3.0			
その他	消耗品、雑役務費等	3.0			
計		64.1	計		12.1
C.(社)日本テレワーク協会			G.(株)労働調査会		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
謝金	専門相談員等謝金	14.3	広報経費	ホームページ広報、受付サイト運営費	2.0
外部委託費	(株)博報堂 雑誌広告等	7.1	消費税	消費税及び地方消費税	0.1
事務所借料	相談センター事務所借料	5.2			
外部委託費	(株)ビズトランス ビデオ制作	3.8			
広報経費	ポスター制作、冊子印刷費等	2.6	計		2.1
消費税	消費税及び地方消費税	1.4			
旅費	専門相談員活動費等	0.8			
その他	ホームページ運営費、消耗品費等	5.5			
計		40.7	計		9.5
D.(株)博報堂			H.エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
広報経費	雑誌広告等経費	6.8			
消費税	消費税及び地方消費税	0.3			
計		7.1			
I.(株)ワイズスタッフ			I.(株)ワイズスタッフ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		1.0

費目・使途
(「資金の流れ」
においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

一般競争入札(総合評価落札方式)で行っていることから費目・使途は不明。

一般競争入札(総合評価落札方式)で行っていることから費目・使途は不明。

平成21年度(第Ⅰ期)労働時間等設定改善推進助成金支出先一覧

労働局名	団体名	支出額
秋田労働局	秋田県印刷工業組合	4.4百万円
新潟労働局	新潟県印刷工業組合	4.2百万円
東京労働局	東京硝子製品協同組合	4.1百万円
大分労働局	大分県菓子工業組合	3.2百万円
鹿児島労働局	鹿児島県印刷工業組合	3.1百万円
岐阜労働局	岐阜県印刷工業組合	2.7百万円
埼玉労働局	トキワビジネス協同組合	2.6百万円
静岡労働局	土肥温泉旅館協同組合	2.5百万円
和歌山労働局	和歌山県板金工業組合	2.5百万円
奈良労働局	日本保育協会 奈良県支部(労働時間等設定改善研究会)	2.4百万円

※平成21年度予算額には、平成20年度第Ⅱ期及び平成21年度第Ⅰ期分が計上されているため、平成21年度第Ⅰ期分についての支出実績をもとに作成。

※支出額は四捨五入している。